

○防衛省告示第六十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第五百号）第十二条第一項の規定に基づき、昭和五十年防衛庁告示第五百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払方法）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣 小野寺五典

第二中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

○昭和五十年防衛庁告示第五百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払方法）

新旧対照条文

改正案	現行
第二 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場以外の飛行場の使用料（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては一から三に規定する金額（ただし、四の適用のある場合にあっては、その金額。以下同じ。）とし、それ以外の航空機にあつては、一から三に規定する金額にそれぞれ一・〇八を乗じた金額とする。）	第二 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場以外の飛行場の使用料（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては一から三に規定する金額（ただし、四の適用のある場合にあっては、その金額。以下同じ。）とし、それ以外の航空機にあつては、一から三に規定する金額にそれぞれ一・〇五を乗じた金額とする。）

（傍線部分は今回改正部分）